



Australian Government

Fair Work

OMBUDSMAN

言語の支援

2009年7月1日以降、オーストラリアの職場関係に変更があります。

新しい法律では、職場での権利と義務について説明しています。

この変更により、オーストラリアのほとんどの職場に影響が及びます。

これらの権利と義務には、次のものが含まれます。

- ・ 従業員が支払われるべき賃金
- ・ 休暇の権利および就労条件
- ・ 雇用者が維持する必要がある記録
- ・ 職場で問題がある場合に、従業員と雇用者が支援を求める方法
- ・ たとえば、人種、性別、性嗜好、年齢、身体的または精神的な障害、あるいは婚姻状況に基づく差別をしない。

支援を提供できる組織

新しい全国職場関係制度には、2つの組織があります。

これらは、Fair Work AustraliaとFair Work Ombudsmanです。

Fair Work Australiaは、全国的な職場関係裁判所です。以下に関連するさまざまな機能を実行する権限を持つ、独立した組織です。

- ・ 最低賃金と雇用条件のセーフティネット
- ・ 集団交渉
- ・ 争議行為
- ・ 紛争解決
- ・ 雇用の解除
- ・ その他の職場関連の問題。

Fair Work Ombudsman:

- ・ オーストラリアの職場関係法に関するアドバイスと教育を提供する
- ・ 全国職場法の遵守を監視し、違反行為について調査する
- ・ 職場での権利と義務に関する情報を発行する
- ・ 小規模ビジネスのためにツールと情報を提供する。

詳細情報が必要ですか？

- ・ Fair Work Infoline (13 13 94) に連絡してください。
- ・ 通訳が必要な場合は、週7日24時間、市内通話料金で連絡できる、**Translating and Interpreting Service (TIS) 131 450**に電話してください。

Fair Work Infoline: 13 13 94 www.fairwork.gov.au